

上下水道事業経営協議会の臨時部会の設置について

1 部会名

静岡市清水地区水源検討部会

2 根拠条例

静岡市附属機関設置条例 第8条第2項

附属機関（経営協議会）は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時に部会を置くことができる。

3 設置の目的

台風第15号により発生した承元寺取水口の取水不良を起因とした大規模断水を教訓とし、今後の気象災害等による大規模断水のリスクを軽減するため、代替施設・水源の在り方を検討する。

4 所掌事務

清水地区の新たな水源に係る実現性等を踏まえた対策の立案に関すること。

※対策案については、経営協議会において経営や財政の視点からさらに審議し、その結果を踏まえ最適案を決定。

5 部会員について

学識及び水道事業に精通している団体関係者から5名程度で調整中。

6 今後のスケジュール

	R 4	R 5			R 6
部会	 3月下旬	 7月下旬	 9月下旬	 11月下旬	
協議会	 2月3日		 11月上旬	 2月上旬	

(仮) 静岡市清水地区水源検討部会について

